



# 社会福祉法人の 地域における公益的な取組 実践事例集



平成31年3月

千葉市社会福祉協議会社会福祉施設連絡協議会

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会



# はじめに

平成29年4月改正社会福祉法が全面施行され、税制上の優遇措置を受ける公益性の高い社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」等により、地域社会に積極的に貢献していくことが求められています。

(社会福祉法第24条第1項)

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(社会福祉法第24条第2項)

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

しかしながら、「公益的な取組」については、「具体的に何を取り組んでいいのかわからない。」「地域にどんなニーズがあるのかわからない。」といった声も聞かれます。

「公益的な取組」については、地域の声を聞き、住民の生活課題に向き合いながら、わたしたち（法人）が地域のために何ができるのかを考えることがとても大切だと思います。

本冊子は、個々の法人が試行錯誤しながら、素晴らしい取組みを行っていらっしゃることに着目し、それらを紹介することに重点を置き、作成しました。

ぜひ、「公益的な取組」を考えるきっかけとして、職員の学習会等に活用していただければと存じます。

なお、千葉市社会福祉協議会は、「社会福祉法人の地域における公益的な取組の相談・支援」を重点プロジェクトとして推進しております。どうぞお気軽に、千葉市社会福祉協議会各区事務所にご相談いただければ幸いです。

最後に、本事例集刊行にあたり、調査等にご協力いただきました法人の皆様方ならびに社会福祉施設連絡協議会委員各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

千葉市社会福祉協議会社会福祉施設連絡協議会 会長 友田 直人  
社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 会長 田辺 裕雄

# 目 次

◆社会福祉法人による「地域における公益的な取組」について	1
位置づけ	
実施プロセス	
活動上の留意点	
Q & A	
◆取組事例の紹介	12
< 1 > 買物支援サービス	
< 2 > 施設内のホールを活用した高齢者向け食事会	
< 3 > 高齢者向け食事会（送迎付き）	
< 4 > 高齢者の交流拠点「まちかど相談室 花見川」	
< 5 > 地域交流スペースの活用＋高齢者サロンへの協力	
< 6 > 学習支援（夕食の提供付き）	
< 7 > 多世代型食事会（こども食堂）	
< 8 > オレンジカフェ	
< 9 > 子育て・いきいき（高齢者）サロンの開催	
< 10 > 地域団体に拠点提供＋支え合い活動をサポート	
< 11 > 子育て相談室	
◆参考資料	37
◆千葉市社会福祉協議会 社会福祉施設連絡協議会 役員名簿	45
◆千葉市社会福祉協議会 各区事務所の連絡先	裏面

社会福祉法人による

「地域における公益的な取組」について



## <位置づけ>

### 1. 地域における公益的な取組とは

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、平成28年4月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

国においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

### 2. 実施にかかる責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものですが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人としての税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われています。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

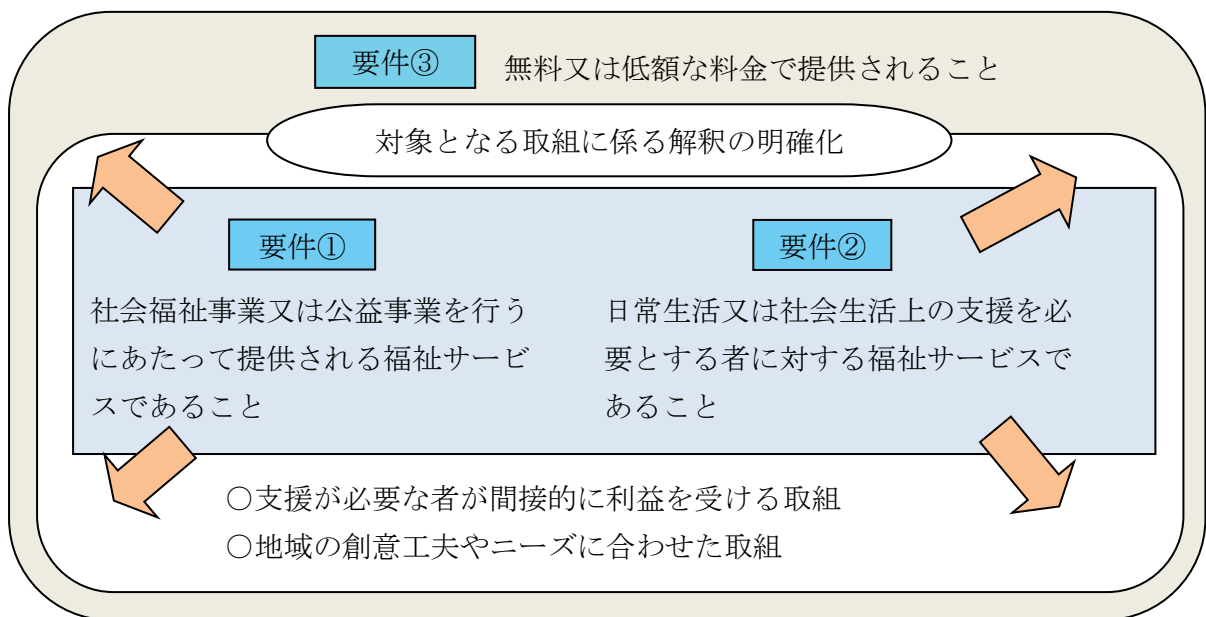
「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものですが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が保有する資産や職員の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要です。

### 3. 取組の具体的な内容

平成30年1月23日の通知改正（※）により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。

無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含まれることになりました。

（※）社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日）参考資料P39参照



この明確化により、例えば、

- ・住民の居場所（サロン）、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- ・住民ボランティアの育成
- ・災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- ・住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会

など、社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

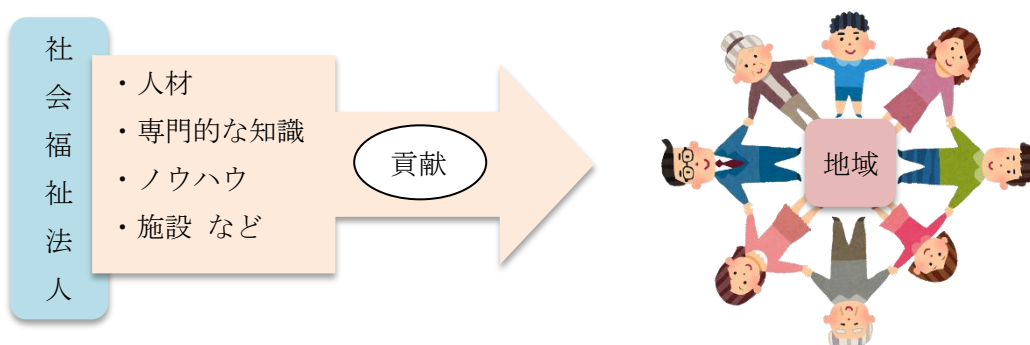
# <実施プロセス>

## ステップ1

地域における公益的な取組がなぜ必要か、皆さんで考えてみましょう！

国は、地域共生社会の実現に向けて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」を挙げています。

地域包括ケアシステムの一員として、地域ニーズへの対応をしっかりと取り組み、地域貢献することで、社会福祉法人の存在意義を示していくことが重要となっています。



## ステップ2

地域の課題（ニーズ）について、皆さんで考えてみましょう！

地域には、様々な福祉課題が存在しています。



専門的な分野以外の福祉課題についても、日頃から興味を持って考えてみることも必要になります。

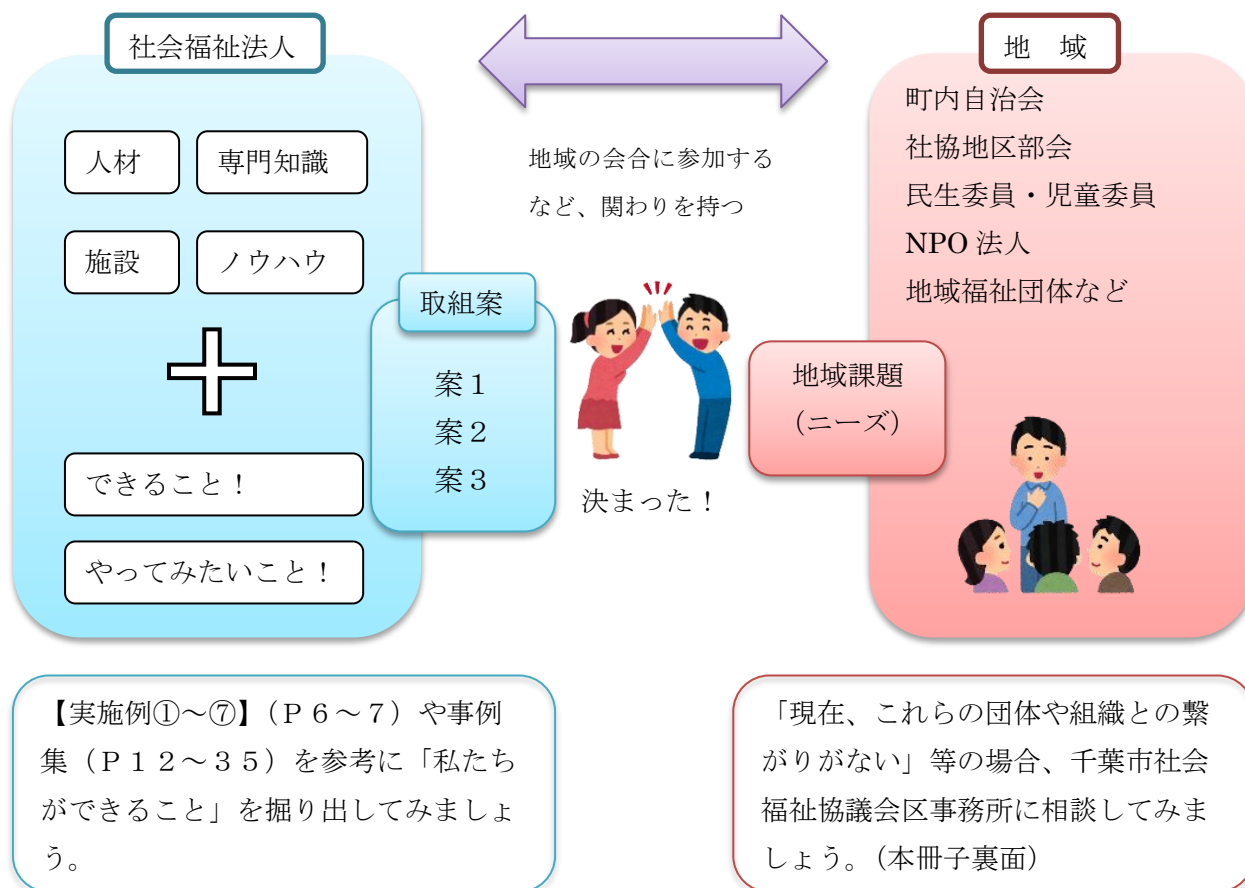


### ステップ3

## 何をやるか、どうやってやるか、皆さんで考えてみましょう！

まずは、「自分達がやれること」や「やってみたいこと」を掘り出してみましよう。

同時に、社会福祉法人自らが地域に出向き、地域住民の声を聞き、住民の生活課題に向き合うことも大切です。



### 【実施方法の種類】

- ① 法人単独で行う方法
- ② 複数の社会福祉法人が活動資金を出し合い、一体的な組織を構成して行う方法
- ③ 社会福祉法人、NPO法人、民生委員・児童委員、住民組織等が市区町村単位で協働して行う方法（市区町村社協が連携を推進する）
- ④ 社会福祉法人が、ボランティア団体、NPO法人等を支援しながら、連携して行う方法

## 【実施例①～⑦】

### ①自己財源による社会福祉事業の実施

- ・無料低額診療事業
- ・無料低額宿泊所
- ・生計困難者生活相談（生活困窮者レスキュー事業）
- ・社会福祉法人軽減、利用者負担軽減
- ・生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（いわゆる中間的就労）



### ②実施している社会福祉事業を受け皿とした公益的な活動

- ・生産・販売活動等への地域の高齢者、障害者の受け入れ
- ・就労支援事業所での利用契約者以外の者の受け入れ
- ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実施

### ③地域福祉、社会福祉の向上に向けた活動

- ・法人後見等の権利擁護
- ・刑余者の自立支援、保護観察所との連携による社会貢献活動の受け入れ
- ・ボランティア、福祉人材の育成（実習生の受け入れ、介護等体験など）
- ・地域の見守り支援、ふれあい・いきいきサロン、パパ・ママ教室
- ・子育て支援、育児サークルの運営
- ・社会福祉に関する調査研究事業の実施
- ・福祉関係団体の事務局預かり
- ・断酒会
- ・地域の子どもたち等への学習支援の取り組み
- ・24時間、365日の介護相談等の受付・対応
- ・認知症サポーターの養成、活動支援
- ・買い物、通院支援（送迎、巡回バスの運行）
- ・子ども110番の実施
- ・地域の一人暮らし高齢者等への見守り活動
- ・サロン活動、居場所づくりの取り組み
- ・買い物やゴミ捨てるの支援等、生活支援サービスの取り組み
- ・移動サービス等、高齢者や障害者の移動支援の取り組み
- ・地域の高齢者や障害者等の参加を得た農業などの取り組み（就労訓練、生きがいづくり、居場所づくり、まちづくり・まちおこし）



#### ④実施している社会福祉事業の延長上（周辺）の公益的な活動

##### ア) 実施している社会福祉事業の利用者を対象とした活動

- ・延長保育等の特別保育事業
- ・施設入所者の地域生活移行に向けた法人・施設独自の取り組み（アパートの借り上げによる生活訓練の実施等）
- ・課題を有する保護者をもつ園児への特別のかかわり（送迎や朝食の援助等）
- ・食物アレルギーを有する園児（入所児）への対応（レシピの提供等、家庭生活、家族支援を含む）

##### イ) 地域の人びと等を対象とした活動

- ・障害児保育
- ・障害者歯科診療
- ・在宅の難病患者の支援（家族支援）
- ・里親支援
- ・地域の子育て家庭等への「子育て支援（養育）」相談や情報提供
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援（家庭生活、家族支援を含む）
- ・介護予防教室をはじめとする地域の人びとに対する講座等の開催
- ・放課後児童クラブ



#### ⑤定款記載の公益事業のなかでも自己財源による事業

- ・移動サービス（福祉有償運送、福祉タクシー、ハンディキャブの運行等）
- ・配食サービス
- ・自立相談支援事業の受託
- ・地域の総合相談窓口の設置

#### ⑥ノウハウや経験・専門人材や施設・設備を活かした取り組み

- ・各種審議会等委員への就任
- ・園庭、保育室や会議室等の開放、活動スペースの提供
- ・災害に備えた取り組み（事業継続、災害対応、地域住民に対する支援への備え、福祉避難所に関する協定等）

#### ⑦その他の取り組み

- ・義援金
- ・環境美化
- ・地域のつながり、地域再生を意図した夏祭りや地域交流事業の実施



## ステップ4

### 地域住民にどんどん情報を発信してみましょう！

「地域における公益的な取組」の責務化は、社会福祉法人制度改革の主眼の一つであり、社会福祉法人は、公益性、非営利性の高い法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域ニーズに率先して対応していくとともに、それらの取組を公開することによって、自らの存在意義を発信していく必要があります。

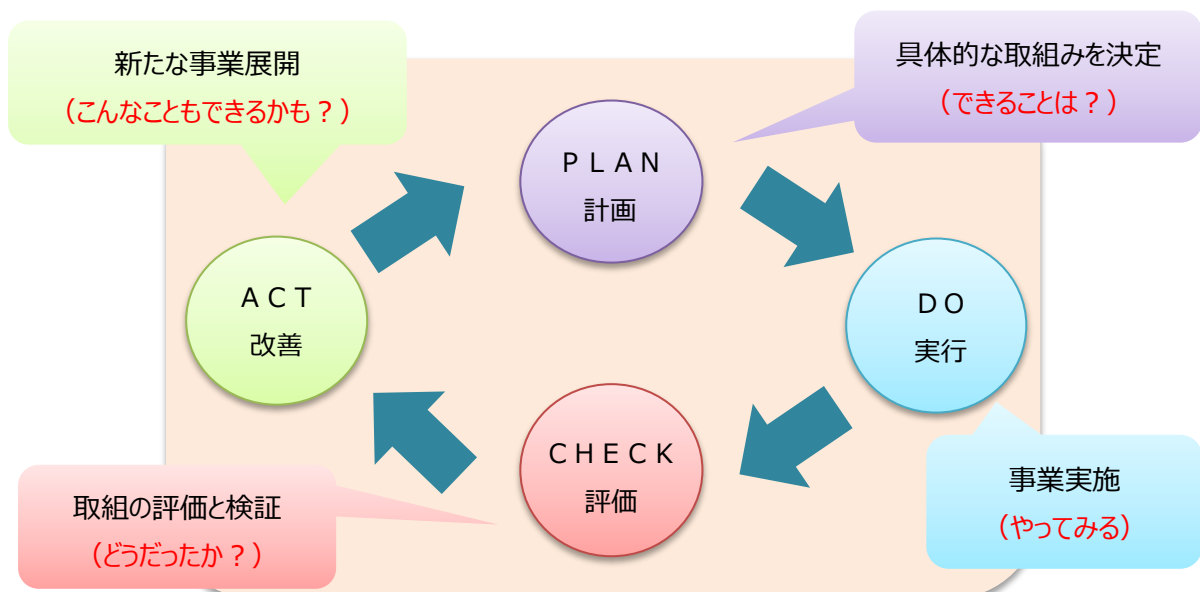
人材確保の面でも、法人が真摯に公益的な活動を行いつつ、ホームページ等丁寧な情報発信をすることで、着実に人材を確保していることも聞かれます。

また、そうした情報を発信することで地域のボランティアを呼び込むことにつながり、企業や支援者との出会いを生み、思わぬ展望が拓けることも考えられます。情報発信を工夫し、差別化を図ることも、これからの社会福祉法人運営の大きなポイントといえます。

## ステップ5

### しっかりとPDCAサイクルを意識して、より良い形をめざしましょう！

地域ニーズの中から自分達のできることに、対応可能な課題をピックアップし、計画を立てて実行してみたものの、思うような成果が上がらず、事業を中止してしまう例も少なくありません。中止をする前に再度事業を検証してみてください。また、うまくいっている事業も、評価・改善を繰り返しながら、取組をより良いものにしていくことが大切です。



## <活動上の留意点>

1. すでに実施している社会福祉事業を疎かにして公益的な活動が実施されることがないように、その義務付けの内容等については慎重に検討した上で、積極的な実施ができるよう環境が整備される必要があります。
2. 社会福祉法人にとっては、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが、公益性を維持する上で必要不可欠であり、まずは既に実施している社会福祉事業について、十分な取組を行うことで、評価される必要があります。
  - ・サービスの質向上  
(第三者評価、苦情解決、保護者会・懇談会、職員の加配など)
  - ・職員処遇の向上(処遇改善、キャリアパスなど)
  - ・他の事業者が受け入れない困難な利用者への対応
  - ・既存施設・事業の再生産
  - ・利用者等のニーズに対応した新規事業の創設、定員増

## <Q&A>

**Q 1** 一度始めた「公益的な取組」はずっと継続しなければならないのですか？

**A 1** 同じことをずっと継続する必要はありません。地域ニーズの変化に応じて、取組内容を見直すことも必要ですし、1年間あるいはその年度中は実施しなければならない、などの決まりはありません。

**Q 2** 同じ地域あるいは同じ種別の社会福祉法人と一緒に取組んでもよいのでしょうか？

**A 2** 複数の社会福祉法人と連携して取組むことも可能です。種別にとらわれず連携することによってできる取組もあると思います。

**Q 3** 地域課題（ニーズ）を把握したいのですが、地域との接点をどのようにとったらよいか分かりません。どうしたらよいのでしょうか？

**A 3** 千葉市には各区の保健福祉センターに社会福祉協議会区事務所があります。社協地区部会や町内自治会との連携や「公益的な取組」について気軽に相談してください。

**Q 4** 「地域交流スペース」を地域住民の方々に貸し出していますが、これは「公益的な取組」でしょうか？

**A 4** ただ場所を貸しているのでは「公益的な取組」になりません。地域と連携した取組での開催であれば「公益的な取組」になります。

**Q 5** 施設の性格上、諸室貸出や利用者等との交流は守秘義務等の関係でできません。取組内容に苦慮しているのですが他にどんなことがありますか？

**A 5** 必ずしも法人の施設や敷地内で取組を行わなければいけないということではありません。法人の職員（ノウハウや専門知識を持つ）が、地域に出向いて講演や相談などで還元（貢献）することも「公益的な取組」になります。

**Q 6** 保育園を運営する社会福祉法人ですが、高齢者を対象とした「公益的な取組」を実施することは可能ですか？

**A 6** 可能です。地域ニーズに合わせて、保育園が高齢者を、高齢者施設が子どもたちを対象とした「公益的な取組」を実施するなど、施設の種別は関係ありません。

**Q 7** 「公益的な取組」の実施について職員を集め検討を行っていますが、なかなか取組内容や実施に至りません。どうしたらよいでしょうか？

**A 7** まずはやってみる！という姿勢が大切ですが、「できること」「やってみたいこと」を職員皆で出し合い、地域に提案していくことが重要です。自分達の得意が地域に受け入れられることが長続きの秘訣だと思います。

**Q 8** 現在、「公益的な取組」を実施していますが、参加者もまばらで継続に難色を示す職員が出てきています。どう対応したらよいでしょうか？

**A 8** 様々な要因が考えられますが、関係者で課題や修正点を出し合い、検討してみることが大切です。広報のやり方や、少しの内容の修正で好転することもあります。利用者や参加者が少なくても、そこに存在することが重要な取組もあります。

**Q 9** 地域と検討した結果、将来を見越した災害や高齢化等の支援の組織づくりを行うことが提案されましたが、このような取組でもよいのでしょうか？

**A 9** 現在はまだ必要とされていない取組みでも、将来的に支援が必要と思われることに対する予防的な環境整備は「公益的な取組」に含まれます。

# 取組事例の紹介

1. 買物支援サービス
2. 施設内のホールを活用した高齢者向け食事会
3. 高齢者向け食事会（送迎付き）
4. 高齢者の交流拠点「まちかど相談室 花見川」
5. 地域交流スペースの活用＋高齢者サロンへの協力
6. 学習支援（夕食の提供付き）
7. 多世代型食事会（こども食堂）
8. オレンジカフェ
9. 子育て・いきいき（高齢者）サロンの開催
10. 地域団体に拠点提供＋支え合い活動をサポート
11. 子育て相談室





## <取組事例1>

# 買物支援サービス

社会福祉法人花和会 特別養護老人ホームサンライズビラ

社会福祉法人天光会 特別養護老人ホーム恵光園

社会福祉法人清和園 特別養護老人ホーム清和園

社会福祉法人三育ライフ シャローム若葉 他多数 (P15参照)



### きっかけ

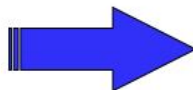
地域での高齢化が進み、買物に困っている方の話が増えてきたことから、千葉市老人福祉施設協議会、千葉市社会福祉協議会と一緒に何かできないか検討し、デイサービス等の送迎車両で概ね週1回自宅からスーパーまでの送迎を無料で実施する「買い物支援サービス事業」を企画。平成26年よりモデル的に実施し、現在、多くの施設のご賛同、ご協力をいただき、エリアを拡充しています。

### 事業の概要

#### □ 送迎等の流れ

- ① 車両（定員：約6～8人位）が各利用者のお宅にお迎えに行き、店舗（スーパー）へお送りする。
- ② 利用者の皆様が店舗で買物（約30分）。
- ③ 買物終了後、車両にて各利用者のお宅へお送りする。

① デイサービス等の車で、自宅へお迎えに行き、近所の方々と乗り合い、スーパーへお送りする



② スーパーでお買い物（約30分）



③ 自宅にお送りします。

車での移動時間は、さながらミニサロン  
みんな笑顔で会話が弾みます。♪  
たまには、健康や生活全般の相談所  
のようになりたり・・・。



## 実際の様子



デイサービス車両に「買物支援サービス実施中」のマグネットを貼って、出発！



おひとりずつ、ご自宅までお迎えに行きます。運転手さんと地域のボランティアさんがサポート。



スーパー到着。実際に「野菜・肉・魚」を目で見て選ぶ楽しさがあります。



たくさん買って、重くなっても大丈夫。おひとりずつ、ご自宅まで送ります。

## 参加者の声

「とてもありがたいです。お店がないので大変困っておりました。」

「とても助かっています。感謝の気持ちです。これからもよろしく願いたします。」

「足が悪いので助かります。」

「宅配もあるけど、自分で商品を選んで買うことができるのでうれしいです。」



## 職員の声

「地域の方には、いつも施設にボランティアに来ていただいて助けてもらっているので、恩返しの気持ちも含めてやらせていただいています。」

「お互い様の気持ちで始めた活動が、こんなに喜ばれるとは思わなかった。自分達のできることをやっていきたい。」

## 実施エリア・実施施設



<平成26年度～ モデル事業としてスタート>

### ①若葉区大宮台、北大宮台及び多部田町の一部エリア

NPO法人千葉市老人福祉施設協議会（特別養護老人ホーム サンライズビラ／特別養護老人ホーム恵光園／特別養護老人ホーム清和園／シャローム若葉）＋自治会＋地区民児協＋スーパー＋社協

<平成28年度～>

### ②緑区大椎台自治会エリア

特別養護老人ホーム千寿苑＋自治会＋スーパー＋社協

<平成29年度～>

### ③若葉区野呂自治会エリア

特別養護老人ホーム昌晴園＋自治会

<平成30年度～>

### ④中央区川戸地区部会エリア

りべるたす＋地区部会＋スーパー＋社協

### ⑤稲毛区作草部及び作草部町エリア

生活クラブ風の村作草部＋自治会＋スーパー＋社協

### ⑥稲毛区萩台町及び天台町エリア

特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園＋自治会＋スーパー＋社協

### ⑦稲毛区山王地区部会エリア

特別養護老人ホームソレイユ千葉北＋地区部会＋スーパー＋社協

### ⑧中央区都町リハイム自治会エリア

特別養護老人ホーム星久喜白山荘＋自治会＋スーパー＋社協

### ⑨緑区大木戸台自治会エリア

軽費老人ホームケアハウス誉田園＋自治会＋スーパー＋社協

## <取組事例2>

# 施設内のホールを活用した高齢者向け食事会

社会福祉法人白雪会 軽費老人ホームほんだくらぶ …緑区



### きっかけ

普段から施設の夏祭りなどで地域の方との交流がありましたが、何かもう少し地域の方々に貢献できないかと考えていたところに、社会福祉協議会の担当者から、「他の施設で食事会をやっているところがありますよ。一度いかがでしょうか。」とのお誘いをうけ、場所も食事の提供も可能だったことから、まずはやってみることにしました。

### 事業内容

年1回、食事及びレクリエーション（体操等）を通じた地域における健康増進、仲間づくり、施設の交流スペースを活用して地域（近隣住民）のつながりの構築を目指すことを目的として開催しています。  
なお、施設と社会福祉協議会で以下のとおり、役割を分担して実施しました。  
施設…食事・場所・人材の提供  
社協…チラシの作成、民生委員への対象者呼びかけ依頼、当日プログラムの作成等

近隣にお住まいの皆様へ

ほんだくらぶ&千葉市社会福祉協議会 共催事業

第1回 わくわく食事会へのお誘い

楽しい食事会を企画しました！ぜひ、お気軽にご参加ください。

先着20名様 (事前予約制)

【日時】▶▶▶ 3月22日(木) 12:00~14:00

【会場】▶▶▶ 軽費老人ホーム ほんだくらぶ 1Fホール (〒260-0116 緑区高田町401-16) ※地図参照

【会費】▶▶▶ 300円

【対象】▶▶▶ 70歳以上の方

【持ち物】▶▶▶ スリッパまたは上履き

- お食事
- 栄養士からのお話
- レクリエーション

駐車場には限りがありますので、公共交通機関、自転車、徒歩等でお越しください。

申込み(問合せ) 電話 043-292-8185 千葉市社会福祉協議会 緑区事務所  
あるいは 裏面の「参加申込書」をFAXしてください。

## 実際の様子



この日は、25人が参加。民生委員さんも3人参加されました。いつも入居者の方に提供している食事に30食をプラス。春を感じるメニューです。



食事前に、ほんだくらぶの栄養士さんより、「食物繊維」についてのお話。



社協職員による脳トレ体操。大いに盛り上がります。



この日は、ボランティアで講談師の方がかけつけてくれました。講談に加え、白熱の手話講座も。

## 参加者の声

「おいしい食事と楽しい話。とても楽しかったです。」  
「初めてここに来ました、ぜひまた来たいです。」  
「栄養士さんの話や体操はためになったし、楽しかった。」  
「私もここに（施設に）世話になろうかしら。」



## 職員の声

「地域の方々に施設を利用していただくことはとても大切な事だと思っています。」  
「地域の高齢者の方が楽しみにしてくれているとうれしいです。」  
「近くにあるけど、どんな施設だろう、と思っている方を少なくしていきたいです。」

### <取組事例3>

## 高齢者向け食事会（送迎付き）

社会福祉法人泉寿会 特別養護老人ホーム小倉町いずみ苑 …若葉区



#### きっかけ

あんしんケアセンターより「千葉市社協小倉地区部会たすけあいの会の配食のお弁当づくりを頼めないか」という依頼があり、その際、「なかなか外にでない方へ、外とのつながりをつくりたい」という思いもあり、当施設から地域の高齢者を集めて会食会を行うのはどうかと提案して実現した事業です。立ち上げには、以前のノウハウがあったことからルールづくり等はスピーディに出来ました。また、小倉地区部会たすけあいの会の方も色々な行事を実施されており、施設からの提案への賛同もスムーズに得られました。

施設として、子どもから高齢者まで幅広くつながっていきたいと考えています。

#### 事業内容

月に2回、施設の地域交流スペースを利用して昼食の提供をしています。お食事だけを召し上がるだけだと飽きて足が遠のいてしまうと考え、当法人の職員（栄養士や相談員）、薬局や病院、警察の方をお願いして、食後にちょっとした対談の機会を設けることにしました。

○施設から送迎バスが出ています。バス通りの方であれば自宅の近くで乗り降りすることも可能です。

○お食事は、施設の中に厨房がありその場で調理したおいしい食事が提供されます。食事のメニューは管理栄養士が考えています。

○お食事には、施設の相談員や介護職員も参加しています。介護の相談があればいつでもご相談ができます。

○小倉地区部会から、送迎バスに毎回協力員を2人程度同乗していただいています。

## 実際の様子



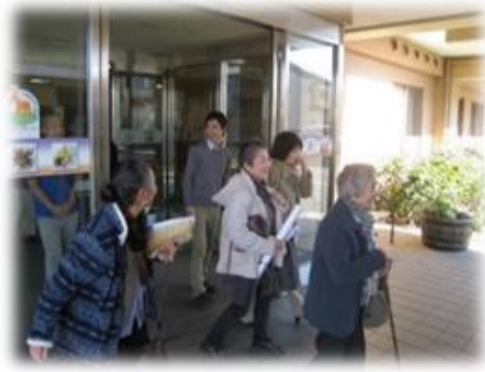
到着しましたよ～足元に気をつけて降りてくださ～い。



栄養バランスのとれた、彩も鮮やかでおいしいお弁当ですよ～。



今日は、施設の管理栄養士さんのお話を聞きました。



お腹もいっぱい！みんな笑顔でバスに乗って帰りますよ♪♪

## 参加者の声

「家では飼い猫と会話をするくらい、こうして誰かと話すのは良い刺激になります。」

「この地域に越してきた時の懐かしい話ができるのでとっても楽しみにしています。」

「普段は外食やコンビニで済ませてしまうことが多く飽きてしまうけど、手作りの食事はとてもおいしい！」



## 職員の声

「参加者は、ご高齢のひとり暮らしの方のため、「認知症になったら」、「介護が必要になったら」と考えることもあるようです。介護施設も様々な種類や形態があるため、職員も一緒にお食事をしながらお答えしたり、介護施設の説明を講話で行ったりすると、皆さんメモをとるなどされていますね。」

「この地域では高齢者が多くなり、まだこのサービスを知らない方も沢山いると思うので、もっとこの「ふれあい食事会」を知ってもらい多くの方に利用してもらいたいと思っています。」

「地域における開かれた法人として地域住民から受け入れられるように、地域が抱える課題を把握し、可能な限り様々な取組を行ってまいります。」

## <取組事例4>

# 高齢者の交流拠点「まちかど相談室 花見川」

社会福祉法人晴山会 + 医療法人社団晴山会 …花見川区



### きっかけ

当法人は、花見川団地入居開始時から、地元で地域医療・福祉施設の運営に取り組んできました。この度、設立50周年を機に、地域に恩返しをしたいという思いから、「まちかど相談室 花見川」を開設しました。

### 事業内容

高齢者の生活や健康上の悩みを気軽に相談できる場所として開設。

今後、周辺住民同士で楽しめるイベントや介護予防教室の開催など、地域との交流を深め、健康・福祉情報の発信やボランティア団体と連携した支援体制の構築などを目指しています。

場所 花見川団地商店街内  
受付時間 月曜日～金曜日  
午前10時～午後6時  
相談体制 所長が常駐  
相談費用 無料



講演会の様子



# まちかど相談室 花見川

花見川団地と周辺のみなさま!

困ったら

ご相談

ください



地域で支え合うまちづくりをモットーに  
花見川団地と周辺の住民の方に  
医療・福祉の相談や生活で困った事など  
晴山会グループの連携システムで  
支援します。

地域の方との交流を深めつつ、  
介護予防に向けての場所づくりを  
目指します。  
お気軽にお立ち寄りください。

健康体操
遊りハビリテーション
ミニレクリエーション
介護予防教室

看護師による
健康チェック相談
栄養士による
栄養指導教室



介護・健康のみならず、何か相談がありましたら、お気軽にお立ち寄りいただく相談室です。



医療法人社団 晴山会 社会福祉法人 晴山会

## まちかど相談室 花見川

〒262-0046 千葉市花見川区花見川3-19-106  
(花見川団地商店街広場前 アコレ花見川店並び)

# TEL.043-286-1001

FAX.043-286-1002

~~~~~ 相談受付時間 / 10:00~18:00 ~~~~~

### 職員の声

「法人としての専門性と、これまでの地域とのつながりを活かしながらできる範囲で対応しています。」

「相談は、医療・福祉の問題に限らず、日々の困りごとや心配なことなど、何でも受け付けます。」

「抱えている悩みを誰かに話すことで状況を整理できたり、前向きな気持ちになっていただけたら嬉しいです。」

「相談の他にも、“出会い” “ふれあい” の場となるよう、脳トレや講談など定期的に交流会も開催しています。」

「年齢に関わらず、幅広い世代の方々が訪れて来ています。」

< 取組事例5 >

## 地域交流スペースの活用+高齢者サロンへの協力

社会福祉法人煌徳会 特別養護老人ホームいなげ一倫荘 …稲毛区



### きっかけ

「地域住民に施設の交流スペースを活用してもらいたい」という施設の思いと「高齢者サロンを多く行いたい」がスペース（会場）がないという地区部会（地域）の思いが繋がり実現したサロンです。もっとももっといろいろな催しを行って地域の方に信頼される施設を目指しています。

### 事業内容

社協稲毛地区部会が主催する「ふれあい・いきいきサロン」（年3～4回実施）への協力

#### < 協力内容 >

- ・地域交流スペースの貸出
- ・サロン内の行事への協力（職員の派遣、あんしんケアセンターとの調整、企画提案など）
- ・施設見学



◆1階 CommunityRoom 定員:12名  
 使用時間: ①8:00~12:00 ②13:00~17:00  
 使用料金: ①・②共に¥600円  
 空調費: ①・②共に¥300円(利用時のみ)  
 プロジェクター・マイクスピーカーあり  
 月・木(第三週以外)・土曜 AM(前相談)



お申し込みは、会場使用をおおむね10日前までに別紙(会場使用申込書)に記入して提出してください



◆4階 交流ホール 定員:40名  
 使用時間: ①8:00~12:00 ②13:00~17:00  
 使用料金: ①・②共に¥1,000円  
 空調費: ①・②共に¥300円(利用時のみ)  
 プロジェクター・ホワイトボードあり  
 月・木(第三週以外)・土曜 AM(前相談)



〒263-0035 千葉市稲毛区稲毛町 5-87-1  
 特別養護老人ホーム いなげ一倫荘  
 ☎043-204-8880 ☎043-204-8889

## 実際の様子



普段は来訪される家族の方の憩いの場。  
平日は空いていることもあります。



市の健康課の職員が血圧測定＋健康  
相談も行っています。



小物入れを折り紙で作って、お茶やコーヒー  
など、好きな飲み物を飲んで談笑中です。



あんしんケアセンターの職員が、  
座ったままできる体操を実施。

## 参加者の声

「近くにサロンができて助かるわ。」  
「とてもきれいな施設で楽しいですね。」  
「いろんな工夫をされているので、大満足！」



## 職員の声

「新しい施設なので施設を利用させていただいて施設を身近に感じてほしいです。」  
「日常の困りごとがありましたらいつでも立ち寄ってご相談ください。」  
「地域のパワーに触れることで、施設の職員私たちもパワーをもらっています。そして、何よりお年寄りの笑顔が見られると私たちもとっても嬉しい気持ちになります。」  
「初めは不安もありましたが、地区部会（地域）の方々のやる気に押されて不安も吹っ飛びました！」  
「これからもっと地域といろいろなつながりができると良いと思っています。」

## <取組事例6>

# 学習支援（夕食の提供付き）

社会福祉法人温光会 特別養護老人ホームみはま苑 …美浜区



### きっかけ

隣接している高洲幼稚園が母体であるため、福祉＝教育の考えが基にあります。地域との「共生」を理念に、自分達のできることをやろうということから、平成28年2月より地域社会により貢献していくため、経済的理由などの諸事情により、塾に行きたくても行けない子ども達を対象とした学習塾（夕食の提供付）を運営しています。

### 事業内容

平成28年2月より地域社会により貢献していくため、経済的理由などの諸事情により、塾に行きたくても行けない子ども達を対象とした学習塾を運営しています。

<対象者> 小学4年生～中学3年生まで、様々な学年が在籍しています（定員13人前後）

<開催日時> 毎週火曜日・金曜日（年末年始・祝祭日を除く）

小学生 17:30～20:00

中学生 18:30～21:00

（食事時間30分含む）



<内容>

ひとりひとり、当苑が提供するテキストにそって学習します。原則、先生1人につき生徒が2～3人の形で指導します。

英語、数学（算数）、国語、社会、理科など主要5科目の中で、苦手科目を中心に、「基礎的な内容」を学んでいきます。

<講師> 学生アルバイト3人、先生ボランティア数人

<場所> みはま苑 1階 デイサービスフロア

※当苑までの送迎は、各自でお願いしています。



# チラシ

## みはま苑学習塾あすなろ

(夕食の提供付き)

**参加児童・生徒を募集しています!**

社会福祉法人温光会は、地域との共生を理念に、18年間高齢者施設づくりに努めてまいりました。平成28年2月、地域社会に貢献していくため、経済的理由などにより、塾に行きたくても行けぬ子ども達を対象とした学習塾を開塾いたしました。現在約2年4ヶ月運営しています。社会福祉法人の理念にそって、少しでも地域の子どもの手助けに役立ちたいと思います。

塾になかなか  
行けない...



勉強についていく  
のがたいへん...

**募集対象 小学4～6年生 1名**

- 現在、小学6年生～高校1年生まで
- 10名の生徒が在籍しております。
- 開塾日時 オープンは平成28年2月2日(火)～
- 毎週 火曜日・金曜日(年末年始・祝祭日を除く)
- ・小学生 17:30～20:00
- ・中学生 18:30～21:00
- (最初の30分は食事時間です。)
- 小学生の送迎について、行きは保護者様のご判断におまかせしています。20時の帰宅時は保護者様の迎えをお願いします。



**内容** ひとりひとり、あすなろ提供のテキストを中心に、学習します。

**原則**、先生1名につき生徒が2～3名の形で指導します。

英語、数学(算数)、国語、社会、理科など主要5科目の中で、苦手科目を中心に、「基礎的な内容」を学んでいきます。(一般的な進学塾のようなものではありません。)、応用的な内容は含まれません。

※夕食の提供...ご希望の方は、夕食を提供します。

アレルギーのある方は、ご相談下さいませ。

**講師** 学生アルバイト3名、先生ボランティア数名

**場所** みはま苑 1階 ティサービスフロア

※当苑までの送迎は、各自をお願いします。

**利用料金** 月謝制 1,000円(前月末日払い)  
塾と夕食代込み

○随時お問い合わせをお待ちしております!



**主催 社会福祉法人 温光会**

特別養護老人ホーム みはま苑

〒261-0004 千葉市美浜区高洲3-3-12(高洲幼稚園併設)

**連絡先: 043-278-2031**

(担当 江測)

平日9時～17時30分にお問い合わせお待ちしております。

## 職員の声

「社会福祉法人の理念にそって、少しでも地域の子どもの手助けになればと考えています。」

「近隣の学校に説明をしまわっています。」

「夕食の提供には食中毒等のリスクも考えられましたが、夕食をスナック菓子で済ませている現状を聞き提供を決めました。」

「元学校関係者の方がボランティアで支援してくれていくこともあり学校との連携もできています。」

「大学生アルバイトさんとは年齢も近いからか気さくに話したり相談したりして、子どもたちの良いアドバイザーになっていると思います。」

「この事業はあまり大きく宣伝をしていくものではなく、今の現状を継続していくことが重要だと考えています。」

「この他にも、気軽に車椅子を借りたい方のために、車椅子の無料貸し出しを行っています。」



## 実際の様子



今日は「たこ焼きパーティー」！ウインナーなど、子どもたちに人気の具材も用意しました。

キャラクターの顔を描いた可愛くて、美味しそうな野菜カレーとサラダ！！

「心にも栄養をつけよう」

稲毛こひつじ園・こひつじ食堂の趣旨は「食べる幸せと健康を」ですが、私たちスタッフは実はもう一つ別の目的を持っています。

「体の栄養」とともに、『心にも栄養をつけてもらおう』という狙いです。皆と一緒にメニューを考え、食事やお菓子を作る。学校の話や家族・友達の話、共に考えたり大きな声を出して笑ったり子供たちの元気一杯、その多才ぶりには本当に感心させられます。

食事の前に笑って、ちょっと頭を使うと、頭にたまった血液が次に胃の方に集まって消化を助け、こうした血液リズムが脳（心）の栄養にもつながるのだと信じています。

こひつじ食堂を是非覗いてみてください。

## 職員の声

「地域の子どもたちの交流（絆）を大切にしていきたい。」

「ワイワイしながら楽しくやっていますが、子どもたちは個性的でも一生懸命料理を（つくって）手伝ってくれます。」

「時折、子どもたちのやさしさや思いやりが伝わる場面があります。やりがいを感じる。」

「ここに来ている子どもたちが、施設のイベント（祭など）にきてくれて、高齢者（利用者）と交流してくれています。とてもうれしいこと。」

「子どもたちのケガだけは細心の注意をしています。」

「少しずつ次の世代の子たちに広めていって、細々でもこのまま続けていきたい。」

## <取組事例8>

# オレンジカフェ

社会福祉法人穩寿会 …緑区



### きっかけ

法人として様々な地域貢献事業を行っていますが、この事業は、日常業務を行う中で、地域の方などの声(課題)を直接お聞きしながら交流を深められる居場所として、施設の敷地内にある元民家を利用し、どなたでも利用できる、アットホームなカフェを開催しています。

### 事業内容

開始時期 平成26年  
対象 認知症の方やそのご家族  
ご近所の方など どなたでも  
開催日時 第1・3・5木曜日  
13:30~15:30  
(2時間程度)  
利用実績 参加者は10人弱/回  
(ボランティアを除く)  
利用費用 100円/回 ※但し初回無料

## オレンジカフェに お寄りください!

4年位前から、ひっそりと開いて  
いるカフェがあります。高齢者を中心に、二時間程、かるた  
やおしゃべりで楽しいひと時を過ごしています。一回100  
円で、お茶とお菓子を自由に召し上がっていただけます。

残念ながら、道路から見えない場所にあるため、  
気づいていただけません。第一・第三木曜日午後  
1時半~3時半、オレンジ色の旗を目安に、是非お立ち寄り  
ください。

問い合わせ先:千歳市あんしんケアセンター豊田  
043-300-4855

場所は裏面の地図をご覧ください。

——無料サービス券(切り取らずにお持ちください)——

\*本券1枚で、同行者の方全員が無料になります。

\*1回のみ有効です。



## 実際の様子



法人の敷地内にあり、道路からは見えないため、なかなか近くの方にも気づいていただけないのが悩みです。



ドリンクメニューに加え、お菓子がたくさん用意されています。



参加者とボランティアさんは、顔なじみで、アットホームな空気が流れます。折り紙やゲームで楽しめます。

## 参加者の声

「楽しかった。また来るね！」  
「気づくと毎回ここに来てるのよね～」  
「家だと一人だから、ここは話す人がいっぱいいいね。」



## 職員の声

「とにかくアットホームを心掛けています。」  
「元々は民家なので、気兼ねすることなく、ゆっくりしてもらっています。」  
「ここに来ていっぱい話して、いっぱい笑って過ごしてほしい。」  
「カフェに行くことが生きがいにつながってくれるとうれしい。」  
「もっと多くの方に来てもらえるとうれしい。チラシに無料券をつけて地域に配布しています。」

<取組事例9>

## 子育て・いきいき（高齢者）サロンの開催

社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会 でい・さくさべ …稲毛区



子育てサロンの様子

いきいきサロンの様子

### きっかけ

法人の理念でもある「地域住民の施設に対する理解と信頼を深め、地域と一体になって施設運営を行う」ことを念頭に、施設の利用者の幸せのため、施設自ら地域に積極的に出ています。開設当初から始めた地域のゴミ拾いなどを行うことで地域に溶け込み密接な関係を築いたことから始まった「いきいきサロン・子育てサロン」など地域と連携して様々な活動を行っています。また、地区部会の障害者福祉委員長を担当し地区部会活動にも参画しています。

### 事業内容

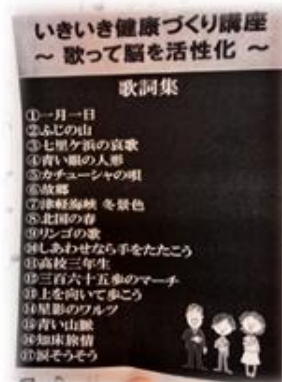
301（作草部・天台）地区部会の障害者福祉委員長を担当していることもあり、サロン会場の提供及び支援を行っています。

#### ふれあい・子育てサロン（よい子の広場）

：8月以外の偶数月の第2金曜日 9:00～12:00

#### ふれあい・いきいきサロン（童謡を歌おう）

：毎月第4金曜日、9:30～12:00



## 実際の様子



先生の伴奏で皆さん美しい歌声を響かせています。



地域のボランティアスタッフの皆さま、いつも受付ありがとうございます。

## 参加者の声

「とても安心して参加できています。」  
「毎回工夫して様々な事をしていただいています。」  
「地域の方や施設の方などがとても協力的にやっていることが伝わってきます。」



## 職員の声

「地域と連携、受け入れてもらうには地区部会の組織に入るのが良いと思います。」  
「必要に応じて職員がお手伝いしています。この日は、職員がサンタになってプレゼントを配りました。」  
「地域とは様々な連携をして顔の見える関係を構築することが大切だと思います。」

## その他の取組み

地域交流バザー「ハロー！でい・さく」での様子



地域のゴミ拾い清掃の様子。



いきいきサロン(童謡を歌おう)も歌声を披露しました。



高校生の吹奏楽演奏やダンスなど盛りだくさん。

<取組事例10>

## 地域団体に拠点提供＋支え合い活動をサポート

社会福祉法人晴山会 桜が丘晴山苑 …若葉区



### きっかけ

千葉市社協加曾利地区部会と協働し、同部会のエリアを中心に行う「加曾利たすけあいの会」（見守り・支えあい活動）の協働事業として拠点事務所の開放・倉庫設置場所提供・支援ニーズの電話受付を24時間（夜間・休日は留守番電話対応）受付けています。

### 事業内容

開始時期 平成24年度  
・拠点事務所の提供  
・資機材保管（軽トラック、脚立等）  
・支え合い活動「加曾利たすけあいの会」への支援（電話応対、依頼者からのニーズ情報受付）

### 加曾利たすけあいの会

困っている事ありませんか？

何でも気軽にご相談ください



庭木の剪定・除草



病院への付添い



不用品の処分

その他に家具等の移動、壁・土間等の高圧洗浄、障子張替、花木への水やり・・・等

連絡先：社協加曾利地区部会・桜ヶ丘晴山苑

## 実際の様子



倉庫には、脚立・草刈り機・剪定用具など、本格的な装備がぎっしり詰まっています。



職員さんがニーズを受け付け、ボランティアさんへのコーディネートを実施しています。

社協加曽利地区部会「加曽利たすけあいの会」の皆様



## 職員の声

「社協地区部会や自治会と連携し築いてきた関係性があるの事業、地域と連携した事業にはメリットはあってもデメリットはないと感じています。」

「多少のリスクはしょうがない、そこを見ていたら何もできないと思っています。」

「概ね中学校区域を網羅する地区部会とつながることは、自治会等の地域とつながる上で一番の近道だと思います。」

「相談等を受けることに慣れている施設職員が、支えあいのニーズを電話で受けることは理にかなっていると思います。」

「地域に出ることは、利用者や職員が地域の方に顔を覚えてもらって、何かの時に見守ってもらえる、そんな環境を築いていきたいという考えもあります。」

「地域に貢献できること、私たちができていることをしているだけです。」

## <取組事例1 1>

# 子育て相談室

社会福祉法人千葉県福祉援護会 ローゼンそが保育園 …中央区



### きっかけ

当保育園園長の理念でもある、地域との連携のなかで共に育つ「共育の場」となることを目標に、自分の経験を活かし何かお役にたてることはないかと考え「子育て相談室」や「地域のつどい」などさまざまな試みを行っています。

### 事業内容

○月に1回、開園時間帯に「子育て相談室」を開設しています。

○お母さんやお父さんはもちろん、お孫さんの子育てを応援しているおばあちゃん、おじいちゃんからの相談も受け付けています。

○来園でも、お電話でも構いません。まずは、お電話で開催日をご確認ください。

○連絡先043(308)4110

**子育て相談室**  
保育園の応接室にて、ご相談をお受けします。  
お役に立てないかもしれませんが、  
誰かに話すと、スッキリすることもあります。  
個人情報は厳守します。  
お気軽に事務室にお声かけください。  
園長 石川純洋子

**12月12日(水)**  
**9時~20時**

## 職員の声

「地域の子育て世代は多くの悩みごとを持っている。ちょっとした支援で手助けになることもあったと園を通して気付いたこと。また、地域の方に保育園を知ってもらい、活動を通して少しでも救われる方がいればと思っています。」

「地域の方々には私たち職員が思っている程、保育園が行っている活動を知らないのではないかと思います、地域に活動を広めるため、小・中学校単位の地域の会合に参加して繋がりを作りました。」

「地域の自治会にもチラシを配ってもらっていますが、なかなか周知は難しい。」

「それでも、何かの時に相談できる場所があることが大切。少しずつ相談者が増えていってくれればいいと思っています。」

「子育て世代や地域の方に笑顔が増えていくこと。細々でも続けていくことが大切だと考えています。」

## その他の取組み

どんな絵本が良いのかしら？  
我が子にこの絵本は合っているのかしら？  
上手に絵本を読んであげたいのだけれど・・・

### 絵本の選び方・読み方を学ぶ会

<日時> 平成31年1月26日(土)  
10:00～11:30

<場所> ローゼンそが保育園 2階ホール

<対象者> 地域・保護者・保育を志す学生

<講師> 山田典子氏  
プロフィール  
千葉市保育所所長として永年にわたり勤務後、現在は明徳学園短期大学にて講師として活躍されています。絵本研修会「やまんの会」主催。その他多くの研修会で講師をされています。

<参加費> 無料

<申込方法> 直接お電話ください(月～金)  
043-308-4110 (石川又は石井まで)  
\*恐れ入りますが1月22日(火)までにお申し込み下さい

### 第9回 おしゃべりタイム

日時:12月16日(日)  
10時～17時50分  
場所:応接室

毎日、子育てにお仕事に、お忙しいこと  
と思います。  
普段、ゆっくりお話ができませんので、  
ご都合がよろしければ、お茶を飲みながら  
おしゃべりしませんか。保育園へのご意見  
ご要望もお寄せください。お待ちしております。  
ローゼンそが保育園 園長 石川勢津子





# 参考資料

- 社会福祉法抜粋
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知（平成30年1月23日）
- 関係法令

## ●社会福祉法抜粋

### 社会福祉法第24条第1項

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

### 社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

## ●厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知（平成30年1月23日）

### 1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが重要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

### 2. 「地域における公益的な取組」の内容

#### （1）法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるができるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらも者を対象としない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

#### (4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

#### (5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

### 3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公共事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

#### 4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

## ● 関係法令等

### (1) 出店店舗の営業許可について

「営業」とは、出店者がもともと食品事業者でない場合でも、反復継続して不特定多数を対象に対価を得て食品を提供する行為は食品衛生法で営業とみなされます。ただし、地方公共団体、自治会、子ども会、地域のボランティア団体等の出店及び学校の文化祭、社会福祉施設等が施設内で行う出店は営業許可を必要としませんが、食品衛生上の危害の発生を防止するため、臨時出店者として保健所に届出を行い、指導に従うことが必要です。

#### ～イベントにおける食品取扱状況の報告について～

市内に会場を設定し、不特定多数の方に仮設又は臨時に施設を設けて食品を提供する行事、祭典、興行等をいいます。

調理した食品を販売するものだけでなく、無料で食品を提供する場合も該当します。

食品による事故発生の防止対策を徹底するため、主催者等（主催者から出店者の管理・運営を任された者を含む）は、イベントでの食品取扱状況の報告をお願いします。

なお、保健所では、食中毒等の事故が起こらないよう、個別に基本的な衛生指導も行っています。

詳しくは下記にご確認ください。

保健福祉局健康部保健所食品安全課

千葉市美浜区幸町 1-3-9 千葉市総合保健医療センター2階

電話：043-238-9934 Fax：043-238-9936

### (2) 道路使用許可制度の概要

道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、このうち、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。

→ 場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為(3号許可)

### （３）多数の物の集合する催し（祭礼・縁日・花火大会等）における火災予防対策について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて対象火気器具等を使用する場合、消火器の準備が必要です。なお、消火器は対象火気器具等を使用する者が準備します。

※対象火気器具等とは、液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具で、容易に持ち運べるものをいいます。具体的には、ガスコンロ等の調理器具、ストーブ、携帯発電機等が該当します。

※1日あたり10万人以上の人出が予想され、100店舗以上の露店が出展される催しについては、『特定大規模催し』として千葉県火災予防条例で指定されています。

### 露店等の開設届出書を消防署へ提出しましょう！（条例第45条）

多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものを開設する場合は、その旨を、催しを開催する3日前までに消防署長に届け出ることが必要です。なお、届出は露店等を開設する者が行います。

### ★★イベントや催しを開催する際には、こんなことにご注意ください★★ (みんなで安全に楽しむために)

イベントや催しには、集客を目的とした大規模なものから、個人グループなどによるものまで多種多様なイベントがありますが、いずれの場合も安全・安心対策に最善の注意を払う必要があります。

特に飲食や火気使用を伴う出店、道路を使用するイベントを開催される主催者は次の5点に留意し、イベントの規模や内容に応じた安全対策を行ってください。

- (1) 飲食物を提供する出店者の営業許可証の確認および取扱う食品などの保健所への情報提供
- (2) 火気使用を伴う出店者の消防署への届出の確認
- (3) 出店者説明会等への保健所および消防署の参加の依頼
- (4) イベント等に関する警察署への相談
- (5) 催事内容に適したイベント保険への加入（出店を伴う場合は、出店者に対し食中毒にも対応できる総合賠償保険への加入の要請）

安全で楽しいイベントとなるよう、消防署や警察署、保健所などへ適正な届出等を行ってください。



千葉市社会福祉協議会 社会福祉施設連絡協議会 役員名簿

平成 31 年 3 月現在（敬称略）

| 区 分          | 氏 名    | 所属及び役職名等                                        |
|--------------|--------|-------------------------------------------------|
| 児童福祉施設関係     | ◎友田 直人 | 社会福祉法人千葉ベタニヤホーム<br>理事長<br>(旭ヶ丘母子ホーム)            |
|              | ○大森 康雄 | 社会福祉法人いまい福祉会<br>今井保育園 副園長                       |
| 高齢者福祉施設関係    | 田口 和幸  | 社会福祉法人穩寿会 法人本部 次長<br>(特別養護老人ホーム裕和園)             |
|              | ○野口 恭子 | 社会福祉法人友和会<br>介護老人福祉施設<br>ピアポート千壽苑 施設長           |
|              | 福田 誠夫  | 社会福祉法人はつらつの里 理事長<br>(経費老人ホームはつらつの里)             |
| 障害者(児)福祉施設関係 | 伊藤 文彦  | 社会福祉法人宝寿会 理事長<br>(障害者支援施設若葉泉の里)                 |
|              | ○加瀬 幹生 | 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団<br>千葉市大宮学園 園長                  |
|              | ○濱本 典子 | 社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会<br>障害福祉サービス事業所<br>でい・さくさべ 施設長 |
| 社会福祉協議会      | 大木 三雄  | 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会<br>常務理事                        |

◎会長、○副会長

## 千葉市社会福祉協議会 各区事務所の連絡先

### 地域福祉推進課 推進係

〒260-0844

千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ C 棟 3 階

TEL (043) 209-8869 FAX (043) 312-2442

URL <http://www.chiba-shakyo.jp>

### 中央区事務所

〒260-8511

千葉市中央区中央 4-5-1

Qiball (きぼーる) 15 階

TEL (043) 221-2177 FAX (043) 221-6077

URL <http://www.chiba-shakyo.jp/chuo/>

### 花見川区事務所

〒262-8510

花見川区瑞穂 1-1

花見川保健福祉センター 3 階

TEL (043) 275-6438 FAX (043) 299-1274

URL <http://www.chiba-shakyo.jp/hanamigawa/>

### 稲毛区事務所

〒263-8550

千葉市稲毛区穴川 4-12-4

稲毛保健福祉センター 3 階

TEL (043) 284-6160 FAX (043) 290-8318

URL <http://www.chiba-hakyo.jp/inage/>

### 若葉区事務所

〒264-8550

若葉区貝塚 2-19-1

若葉保健福祉センター 3 階

TEL (043) 233-8181 FAX (043) 233-8171

URL <http://www.chiba-hakyo.jp/wakaba/>

### 緑区事務所

〒266-8550

緑区鎌取町 226-1

緑保健福祉センター 2 階

TEL (043) 292-8185 FAX (043) 293-8284

URL <http://www.chiba-hakyo.jp/midori/>

### 美浜区事務所

〒261-8581

美浜区真砂 5-15-2

美浜保健福祉センター 2 階

TEL (043) 278-3252 FAX (043) 278-5775

URL <http://www.chiba-hakyo.jp/mihama/>

---

社会福祉法人の地域における公益的な取組実践事例集

---

平成 31 年 3 月

編集・発行 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

千葉市社会福祉協議会社会福祉施設連絡協議会

---